

2 妊娠したら

届 出

● 妊娠届出・母子健康手帳（マタニティマーク）の交付

- 内 容** 妊娠の届け出をされた方に子ども未来課で随時お渡しします。
- 申請・問合せ先** 子ども未来課 TEL0857-73-1424

健康管理

● 妊婦健康診査費の助成

- 内 容** 妊娠中は普段より一層健康に気を付けなければなりません。母体とお腹の赤ちゃんのために定期的に健診を受けましょう。岩美町在住の妊婦さんへ妊婦健診の費用（14回分）を助成します。
- 利用・手続** 妊娠の届け出後、町が発行する助成券を協力医療機関に提出してください。協力医療機関以外で受診される場合は、償還払いになりますのでご相談ください。
- 申請・問合せ先** 子ども未来課 TEL0857-73-1424

● 妊産婦訪問指導

- 内 容** 町の保健師・助産師が妊産婦の体調管理や育児相談などのため、家庭訪問します。希望される方はお申し出ください。（無料）
- 申請・問合せ先** 子ども未来課 TEL0857-73-1424

● 妊婦歯科健康診査の助成

- 内 容** 妊娠中に歯の状態を確認し、必要があれば治療をしましょう。妊娠中の歯科健診の費用を助成します。
- 利用・手続** 町が発行する助成券を鳥取県東部歯科医師会所属の歯科医院に提出してください。
- 申請・問合せ先** 子ども未来課 TEL0857-73-1424

妊産婦支援

● ママ☆パパクラス

- 内 容** まもなく赤ちゃんを迎えるママ・パパを対象に妊娠・出産・育児などについての講座や、おしゃべりをしながら相談できる場を提供しています。妊婦さんやパートナー、ご家族の参加をお待ちしています。
- 利用・手続** 年4回（実施日は町ホームページ、町広報等でお知らせします） 費用：無料 要予約
- 申請・問合せ先** 子ども未来課 TEL0857-73-1424 又は 子育て支援センター TEL0857-72-2922

● 産前・産後ヘルパー派遣事業

- 内 容** 食事準備、居室などの掃除、洗濯など日常的に行う必要がある家事や授乳、おむつ交換、沐浴介助など日常的に行う必要がある育児の支援のためにヘルパーを派遣します。
- 対 象** 妊娠中から産後3か月（多胎児は産後6か月）で、家族からの支援が得られにくい方
- 利用・手続** 子ども未来課へ申請後、保健師等が委託先のヘルパー事業所と訪問し、サービス内容の調整を行います。
- 利 用 料** 300円／時間 **派遣時間** 8時30分から17時30分まで（土日祝は要相談）
- 申請・問合せ先** 子ども未来課 TEL0857-73-1424

● 妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金） いわみ

- 内 容** 妊婦を対象に、妊娠届出時と妊娠後期（出産予定日の8週間前の日以降）の2回に分けて妊婦支援給付金を支給します。
- 対 象** 妊婦 ※流産・死産等の場合も支給の対象になります。妊娠の事実や胎児の数を確認するため、母子健康手帳が必要となります。妊娠の届出をする前に流産等をした場合は、医師が胎児心拍を確認した際の診断書等で妊娠の事実を確認させていただきます。
- 利用・手続** ①妊娠届出時（1回目）：妊娠届出時に保健師等と面談を行い、妊婦給付認定の申請後、1回目の給付金（5万円）を支給します。
②妊娠後期（2回目）：妊娠9か月頃に「妊婦給付認定申請書兼胎児の数の届出書」を送付します。申請後、2回目の給付金（妊娠している子どもの人数×5万円）を支給します。

申請・問合せ先 子ども未来課 TEL0857-73-1424

助 成

● 大人の風しん予防接種費用助成

- 内 容** 妊娠初期の女性が風しんに感染すると生まれてくる赤ちゃんに先天性風しん症候群が現れる可能性があります。妊娠を希望する女性や、妊婦の夫が予防接種を受ける際の費用を助成します。
助成回数：1人につき1回
助 成 額：協力医療機関で接種した場合：全額
協力医療機関以外で接種を希望する場合：接種費用と12,000円を比較し低い方の額
- 対 象** ①妊娠を希望する女性で、風しん抗体価の低い方
②妊婦の夫・パートナー（母子手帳で確認のとれる方）
③妊婦の同居者
④妊娠を希望する女性（風しん抗体価の低い）の同居者で風しん抗体価の低い方
- 利用・手続** 協力医療機関については、町ホームページをご覧ください。健康福祉課へお問い合わせください。
協力医療機関で接種する場合：接種前に窓口で手続きが必要です。
協力医療機関以外で接種する場合：接種後に窓口で申請してください。
- 申請・問合せ先** 健康福祉課 TEL0857-73-1322

● 助産施設入所による出産費の助成

- 内 容** 経済的理由により、入院助産を受けることができない妊婦に対し、助産施設での出産に必要な費用の一部を助成します。
- 申請・問合せ先** 子ども未来課 TEL0857-73-1424

● 不妊検査費の助成

- 内 容** 保険適用外の検査費のうち、市（県）助成金の交付決定額を差し引いた額の半額を助成します。（上限6,500円、1夫婦1回に限ります。）対象者の条件がありますので、お問い合わせください。
- 利用・手続** 以下のものをご持参のうえ、子ども未来課でお手続きください。
①鳥取市（鳥取県）不妊検査費助成金の交付決定通知書 ②医療機関が発行する助成対象経費にかかる領収書の写し ③振込口座の分かるもの
- 申請・問合せ先** 子ども未来課 TEL0857-73-1424

●特定不妊治療費の助成 いわみ

内 容	区 分	鳥取市（鳥取県）	岩美町
特定不妊治療	令和7年4月1日以 降に終了した治療	①保険診療とあわせて実施する先進医療への助成 最大5万円 ②全額自費診療で実施された治療への助成 治療1回あたり最大30万円、11万円を助成（治療内容等により助成金額が異なります。）	鳥取市（鳥取県）の助成金額に上乗せる形で支給。 ①保険診療とあわせて実施する先進医療への助成 上限5万円 ②全額自費診療で実施された治療への助成 治療1回あたり上限10万円、5万円を助成（治療内容等により助成金額が異なります。）

※申請の内容・回数・年齢等により助成に条件がありますので各申請先にお問い合わせください。

利用・手続 鳥取県と岩美町の助成を併せて鳥取市こども家庭局こども未来課でお手続きください。必要書類は以下のとおりです。

①助成金交付申請書兼請求書 ②医療機関が発行する受診証明書 ③医療機関が発行する治療にかかる領収書 ④夫婦の住民票 ⑤戸籍抄本等（特定不妊治療費助成の初回申請時）⑥振込口座の分かるもの ⑦印鑑（自署の場合は省略可）

次の場合は、上記に加えて下記の書類等が必要です。

- ・出産に伴い助成回数をリセットする場合：出生した子の住民票、戸籍謄本（助成区分によってはリセットできない場合もあります）
- ・事実婚の場合：両人の戸籍謄本、事実婚関係に係る申立書
- ・高額療養費制度を活用した場合の自己負担額を上回る場合：限度額認定証又はマイナポータルでの区分確認

申請・問合せ先 鳥取市こども家庭局 TEL0857-30-8239 子ども未来課 TEL0857-73-1424

●不育検査・治療費の助成 いわみ

内 容 不育症の診断・検査・治療を受けられた方の費用の半額を助成します。（上限：1年度につき10万円、通算5か年度）対象者の条件がありますので、子ども未来課へ問い合わせてください。

利用・手続 以下のものをご持参のうえ、子ども未来課でお手続きください。

①夫婦の住所が確認できるもの（住民票等） ②夫婦が婚姻していることが確認できるもの（戸籍抄本等） ③夫婦の所得を証明する書類 ④検査・治療等を受けた医療機関が発行する助成対象経費にかかる領収書 ⑤振込口座の分かるもの

※申請期限：検査が終了した日の属する年の年度末まで。ただし、終了した日が2～3月の場合は、翌年の5月まで。

申請・問合せ先 子ども未来課 TEL0857-73-1424

働く女性・男性のための支援

●産前・産後の健康管理

内 容 ○母性健康管理措置

妊娠中から産後1年までの女性は、医師等から指示があったときは、健康診査に必要な時間の確保を申し出ることができます。また、指導を受けた場合には、必要な措置を受けることができます。

○母性健康管理指導事項連絡カード

医師等から受けた指導事項の内容を勤務先に伝えるカードです。医師等に必要事項を母健連絡カードに記入してもらい、事業主に提出します。

●産前・産後の休業

内 容

○産前休業

出産予定日の6週間前（双子以上の場合は14週間前）から請求すれば取得できます。

○産後休業

出産翌日から8週間は就業することができません。ただし、産後6週間を経過後に本人が請求し、医師が認めた場合は就業できます。

●妊娠中や子育てしながら働くために

内 容

○育児時間

生後1年に達しない子を育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分間の育児時間を請求できます。

○時間外、休日労働、深夜業の制限、変形労働時間制の適用制限

妊産婦は、時間外労働、休日労働、深夜業の免除を請求できます。変形労働時間制がとられる場合にも1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働しないことを請求できます。

○軽易業務転換

妊娠中は、他の軽易な業務への転換を請求できます。

○危険有害業務の就業制限

一定以上の重量物の取扱業務、有毒ガスが発散する場所等における業務については、妊娠・出産機能等に有毒であることから、妊娠中はもとより年齢等によらずすべての女性を就業させることは禁止されています。

○解雇制限

産前・産後休業の期間及びその後の30日間の解雇は禁止されています。

○短時間勤務制度

事業主は、一定の条件を満たす3歳未満の子を養育する男女労働者について、短時間勤務制度（1日原則として6時間）を設けなければならないことになっています。

○所定外労働の制限

事業主は、小学校就学前の子を養育する男女従業員から請求があった場合は、所定外労働をさせてはならないことになっています。

○子の看護等休暇

小学校第3学年修了までの子を養育する男女従業員は、会社に申し出ることにより、年次有給休暇とは別に1年につき子が1人なら5日まで、子が2人以上なら10日まで、病気やけがをした子の看護、予防接種、健康診断及び感染症に伴う学級閉鎖等、入園（入学）式、卒園式のために休暇を取得することができます。

○時間外労働、深夜業の制限

小学校入学前の子を養育する一定の男女従業員から請求があった場合は、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせてはならないことになっています。また、深夜（午後10時～午前5時）において労働させてはならないことになっています。

○柔軟な働き方を実現するための措置

3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対して会社は、フルタイムでの柔軟な働き方（時差出勤・フレックスタイム・テレワーク等・保育施設の設置運営等、養育両立支援休暇の付与）と短時間勤務制度のうち2以上の制度を選択して講ずることとなりました。対象労働者はその中から1つの制度を選ぶことができます。（令和7年10月1日から施行）

●育児休業

内 容

○育児休業制度

1歳に満たない子を養育する従業員は男女問わず、希望する期間、子どもを養育するために休業することができます。原則2回まで申出できます。

○出生時育児休業（産後パパ育休）

産後休業をしていない労働者が、出生後8週間以内に4週間（28日）まで、育児休業とは別に休業することができます。2回に分割して申出できます。

○パパ・ママ育休プラス

父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間に父母それぞれ1年間まで育児休業を取得できます。（ただし、1年間には出産日、産後休業期間、産後パパ育休期間を含みます。）

○育児休業期間の延長

子が1歳以降、保育所に入れないなどの一定の要件を満たす場合は、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業を取得することができます。子が1歳6か月に達した時点で保育所等に入れないなどの一定の要件を満たす場合は、最長で子が2歳に達するまでの間、育児休業を取得することができます。

各種制度の減免などについて

●社会保険料免除・育児休業給付金

内 容

○産前・産後・育児休業中の社会保険料の免除

産前・産後休業中や育児休業中の社会保険料が免除されます。→詳しくは職場を通じて、年金事務所へ申請します。

○国民年金第1号被保険者の保険料免除

出産（予定）日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）の保険料が免除されます。→出産予定日の分かるもの（母子手帳等）をご持参のうえ住民生活課へ届出てください。出産後でも届出可能です。

○育児休業給付金

雇用保険に12か月以上加入している方が1歳（一定の場合は1歳2か月）。さらに保育所等における保育の実施が行われないなどの場合は1歳6か月又は2歳）未満の子を養育するために育児休業を取得した場合に支給されます。→詳しくは職場を通じて公共職業安定所に申請します。

○出生後休業支援給付金

共働き・子育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給します。

○育児時短就業給付金

育児休業給付金が支給される育児休業から引き続き、同一の子について育児時短就業を開始、もしくは雇用保険に12ヶ月以上加入している方が2歳未満の子を養育するために時短就業をした場合に賃金が低下した時に支給。

➡育児休業給付金、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金について、職場を通して公共職業安定所へ申請。

申請・問合せ先 住民生活課 TEL0857-73-1415 鳥取年金事務所 TEL0857-27-8311
鳥取公共職業安定所 TEL0857-23-2021（＃21）

●産前産後の国民健康保険税の軽減

- 内 容** 出産する被保険者について、出産（出産予定）月の前月から翌々月までの4か月分（多胎妊娠の場合は出産（出産予定）月の3か月前以降、6か月分）の所得割額、均等割額が減額されます。
- 対 象** 国民健康保険に加入している出産（出産予定）の被保険者
- 利用・手続** 母子健康手帳、世帯主と出産する被保険者マイナンバーが分かるものをご持参のうえ、税務課でお手続きください。
- 申請・問合せ先** 税務課 TEL0857-73-1413

情報提供

●母性健康管理や育児休業制度について

- 内 容** 詳細は、厚生労働省ホームページ「女性労働者の母性健康管理等について」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html)をご覧ください。

●働く女性の心とからだの応援サイト

- 内 容** 女性特有の健康課題の情報や働きながら安心して妊娠・出産を迎えるためのさまざまな法律や制度を紹介しています。
- 対 象** <https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>

●出産ナビ

- 内 容** サービスや費用を踏まえて出産施設を検索することが可能です。
- 対 象** <https://www.mhlw.go.jp/stf/birth-navi/index.html>

ぱち情報

●ハートフル駐車場利用証制度

- 内 容** 歩行が困難な方などに「ハートフル駐車場利用証」を交付し、それを車内に掲示することによりハートフル駐車場を優先して利用できるようにする制度です。
- 対 象** ①身体障がい、知的障がい、精神障がいにより歩行が困難な方。発達障がい等により歩行に介助者の特別な注意が必要な方。
②要介護、要支援認定を受けた高齢者又は難病患者等で歩行が困難な方。
③一時的に歩行が困難な方（けがをされている方、妊産婦（妊娠7か月～産後1年半まで）等）
- 利用・手続** 確認書類（障がい者手帳、診断書、母子手帳など）を持って、窓口までおいでください。（子ども未来課窓口では、上記対象のうち妊産婦等のみ対応）
- 申請・問合せ先** 健康福祉課 TEL0857-73-1333 子ども未来課 TEL0857-73-1424

●ヘルプマーク（ストラップまたはバッジ・カード）の無料配布

- 内 容** 内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見からは援助や配慮を必要としていることがわからない方々を対象に、ヘルプマークを配布しています。これを身につけることにより援助が得やすくなります。
- 配布場所** 健康福祉課または子ども未来課・社会福祉協議会窓口にお申し出ください。
- 問合せ先** 健康福祉課 TEL0857-73-1333 子ども未来課 TEL0857-73-1424
社会福祉協議会 TEL0857-73-2500



妊娠のことで困ったらP34へ